

事務連絡

平成25年1月28日

各自治会長 様

北栄町総務課長

平成25年文書集中発送について（周知）

平素より、本町の行政の運営につきまして、格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、今回、自治会長さんの変更も多くあることから、平成25年の文書集中発送日（予定）をお知らせしますので、あらかじめご承知いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、配布数の変更がございましたら月初め10日までにご連絡ください。

記

●平成25年文書集中発送日（予定）・・・原則：毎月最終木曜日

年 月	発送日
平成25年 1月	1月31日（木曜日）
平成25年 2月	2月28日（木曜日）
平成25年 3月	3月28日（木曜日）
平成25年 4月	4月25日（木曜日）
平成25年 5月	5月30日（木曜日）
平成25年 6月	6月27日（木曜日）
平成25年 7月	7月25日（木曜日）
平成25年 8月	8月29日（木曜日）
平成25年 9月	9月26日（木曜日）
平成25年10月	10月31日（木曜日）
平成25年11月	11月28日（木曜日）
平成25年12月	12月25日（水曜日）

（注意事項）

- ※ 原則、毎月最終木曜日が文書集中発送日です。なお、文書の配達は、当日の午後、職員が自治会長さん宅ほか指定の場所へ持参します。
- ※ 平成25年12月の発送日については、25日水曜日とさせていただきます。
- ※ 今後、都合により発送日が変更となる場合がありますが、その際には速やかに連絡をさせていただきます。

担当

北栄町役場大栄庁舎 総務課総務室 中原、堀江

Tel 37-3111、Fax 37-5339

Mail : k-nakahara@e-hokuei.net

自治会集中発送（全戸配布）文書の考え方

自治会を通じて全戸配布する「集中発送」で取り扱う文書は次のとおりとする。

基本的事項

- 全戸へ配布するものであること
- 配布者へ過度の負担がかかるような重量物や形状でないこと
- 特定の個人宛の文書については、個人情報を守られる措置が講じられていること

配布元の考え方

- 町が発行するもの
- 町以外の公共機関が発行するもの
(例：国、県（駐在所含む）、他市町村、鳥取中部ふるさと広域連合)
- 公益的な活動を行うものとして町が認めた町内の団体等が発行するもの
(例：北栄町社会福祉協議会、北栄スポーツクラブ、北栄町シルバー人材センター)
- 上記以外の団体等が発行するものの内、次のいずれかに該当するもの
 - ・町が共催・協賛などの支援をしているイベント関係、または募集関係のもの
 - ・公共性・公益性があり、広く周知が必要であると町が認めたもの
(例：とっとり梨の花温泉郷広域観光協議会イベント案内)

その他

- 上記事項に該当しない配布物であっても、事前に自治会長会会長の了解が得られたものについては、配布できることとする。

配布物例

- 定期配布物
 - ・広報紙： 町・県関係（県議会、駐在所含む）・社協・シルバー人材センター・スポーツクラブ・広域連合などの広報紙
 - ・チラシ・パンフレット：
イベント開催関係、募集関係、普及啓発関係、周知関係
 - ・その他： 交通災害共済申込書・加入者証、募金関係 ほか
- 単発配布物
 - ・チラシ・パンフレット：
イベント開催案内、募集関係、普及啓発関係、周知関係